

「研修会等名称」

法科大学院協会主催シンポジウム

「法科大学院における成績評価と修了認定」

場所：中央大学後楽園キャンパス

期間：平成19年6月9日（土）14:00～17:00

1. 研修の内容

文部科学省による「1、平成18年度法科大学院修了認定状況について」「2、平成19年度法科大学院入学者選抜実施状況について」「3、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会の設置について」「4、規制改革推進のための第1次答申 - 規制の集中改革プログラム -（平成19年5月30日規制改革会議）」の資料に基づく説明がなされた。この中で、4の規制改革会議が具体的施策検討・実施の対象として「予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにすべきである」との記述があった。

又、「平成19年度司法試験（短答式試験）の結果」と題する追加資料が配付され、合格者は3478人、平均点247.6点とともに、法科大学院別の短答式の出願者・受験者・合格者の一覧表が配布された。

法科大学院協会より、決算承認、人事、準会員校の退会の報告ののち、本日のテーマについて各校（岡山大学大学院、東北学院大学大学院、早稲田大学大学院）からの報告、法科大学院認証評価機関からの報告、統括報告が明治学院大学の京藤哲久教授よりなされた。

- (1) 成績評価に関しての「合否の総対評価」「成績ランクの相対的評価」は出席校の全体的賛同を得ていた。（又、教授間の成績評価にバラつきがあったのではないかと反省もあった。）
- (2) 平常点についての基準の不明確、資料の不整備について質問が多く出た。
- (3) 進級制度の導入については、「のびしろ」との関係で、どの段階で入れるか等、各校において意見が分かれた。
- (4) 成績評価に対する学生からの「異議申立制度」についても各校においてバラつきがあった。
- (5) 更に、「厳格」な評価については、「厳格」の座標軸あるいは基準が見えない状況で議論できる状態にないが、「適正」な評価・設定は可能との議論であった。

その理由は、法科大学院の目的が、実務家育成にありながら、あるいは合格者を出すという近視的目標とのジレンマの中で、各校が今後数回の修了認定者・合格者・実務家としての活動を通じた分析の中で、一応の基準ができるまでは、模索が続く状況と思われる。

2. 研修の成果

短答式で足切りをされた場合、作成した論文も見てもらえない現状で、本年は大学院別の合格者数も発表されたため、大学院の存立基盤のため、短答式合格者を多く輩出するために、いつかきた道（塾通い、短答式足切り教育、つめ込み教育）に逆戻りしないかが気になった。実務法曹としては、研修所の短期間化による実務訓練の未熟を相当危惧するものである。そのため、必須科目以外の授業維持・強化を強く要望するものであるが、現実には全く逆に行きかねない。大学院の認証評価と併せ考えると、方向性の選択について悩みは大きい。

研修の内容、(1)(2)(4)については、個人的にも、当大学院にとっても有意義な内容と思われる。

- (1) については教授間の評価のバラつきはある程度の裁量権の中であっても良いと考えるが、その基準はシラバスの中、又、サマリーetcで明らかにすべきであり、できれば、複数者の採点で調整する方法も考えるべきである。
- (2) については、平常点の中味を教授の主観にしない方法を考えるべきあり、客観的に表示できる方法を考えるべきである。
- (4) については、現在、当大学院でも基準を作っており、その運用の中で参考になると思われる。

3. 授業への研修成果の反映状況

短答式対策は、各校が突きつけられている大学院評価（対社会、对学生）と矛盾しそうな面がある。本来は、短答式対策の王道は基礎知識の取得の問題であり、未修者の3年生制度自体に問題を含んでいる。現状を前提にすれば、予備校化をさけるとすれば、予算組みをして教授を増やし、かつ、正規外のゼミのバックアップ体制が必要になる。しかも、一年間のよりタイトなスケジュール計画も必要になる。

修了認定の厳格さと合わせて、卒業試験に基礎知識の確認的な問題の導入も一つの方法と考える。

ガウス方式を絶対視しない方法を考え、当大学院における評価方法の再検討をするにあたり、研修の内容、(1)は貴重な資料となっており、これを参考資料として反映されるべきである。

学部長	FD委員長	FD委員会	総合企画課長	係